令和５年１０月２日

豊田地区安全運転管理協議会
事業所代表者　各位

豊田警察署長

犯罪被害者等に対する支援活動のためのご協力の依頼（ホンデリング活動）

初秋の候、皆様には、日頃より、警察活動へのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、犯罪被害者等に対する支援につきましては、犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等支援に関する法律に規定があるほか、令和４年４月１日に愛知県犯罪被害者等支援条例が施行されるなど、犯罪被害者等を支えるために警察、地方公共団体のほか、県民、事業者、民間支援団体等が連携を図りながら取り組むことが求められています。

愛知県では、公益社団法人被害者サポートセンターあいち（以下「あいポート」という。）が、愛知県公安委員会から犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援等をする非営利法人に指定され活動しております。

そこで、今回、犯罪被害者等の支援活動の重要性をご理解いただくとともに、あいポートに対する支援のためホンデリング活動を提案させていただきます。

あいポートは、多岐に渡る寄付活動により支えられており、提案させていただいたホンデリング活動もこの寄付活動の一つです。不用となった本等を寄付することによって、あいポートがその売却益を運営資金にするものです。

心身ともに深い傷を負い、孤立感を抱える犯罪被害者等を、ホンデリング活動により皆様と連携して支援していくことが、犯罪被害者等を含めて、誰もが安全に安心して暮らすことできる社会の実現に寄与すると考えております。

是非、皆様のご協力をお願いします。

○　本等の提出方法（数量は問いません。）

期日：令和５年10月31日（火）までの午前９時から午後５時30分までの間
（土・日曜日、祝日も受付します。）

場所：豊田警察署（豊田市錦町一丁目59番地１）１階総合案内

○　本等とは、裏表紙『ＩＳＢＮ（バーコード）』がある本、ＣＤ、ＤＶＤ、ゲームソフトです。ボロボロの本、一般雑誌、百科事典など売却できない本もありますが、廃棄処分を一任していただければ全て回収させていただきます。

[redacted]